

グリーンプラン・パートナーシップ事業実施要領（案）

第1 趣旨

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）交付要綱第16条の規定に基づき、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な細目等を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を財源として、地域における低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・実現可能性等に係る調査事業及び再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備の導入事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費に対して、当該経費の全部又は一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

（1）間接補助事業の交付の対象及び経費

間接補助事業は、次の各号に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち別表第1第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金（間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に交付する助成金をいう。以下同じ。）を交付する。

- 一 実行計画計上事業（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。以下単に「実行計画」という。）に位置づけられた事業又は実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業をいう。以下同じ。）に係る設備の導入
- 二 実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定
- 三 自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業（実行計画における位置づけがなされている若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている低炭素づくり事業又は地域協議会等からの申請により（6）の規定により補助事業者が設置する委員会（以下単に「委員会」という。）が承認した地域計画に関連する低炭素地域づくり事業であって自然公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。以下同じ。）区域内におけるもの。以下同じ。）に係る設備の導入
- 四 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業（実行計画における位置づけがなされている事業若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であること又は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画に位置づけられている事業若しくはそれらの環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を対象とする事業におけるもの。以下同じ。）に係る設備の導入

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる事業に係る間接補助金につき、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 (1) 第1号、第2号及び第4号の事業

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ 民間企業
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- カ 法律により直接設立された法人
- キ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者（法人である者に限る。）

二 (1) 第3号の事業

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者（法人である者に限る。）

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(4) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助事業の交付の手續等についての交付規程は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 間接補助事業のうち、再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入事業における設備の条件
- イ 交付申請及び実績報告
- ウ 交付の決定及び間接補助金の額の確定等
- エ 申請の取下げ
- オ 変更申請の承認等

- カ 間接補助金の支払
- キ 交付決定の取消等
- ク 取得財産の管理等
- ケ 補助事業者による調査等
- コ 事業報告書の提出等
- サ その他必要な事項

(5) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の円滑な実施のため、次に掲げる対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 事務費の適切な執行
- イ 間接補助事業の公募及び説明会の開催等による周知
- ウ 間接補助金の採否に関する審査基準の作成等の制度構築
- エ 間接補助金交付先選定のための委員会の設置・運営
- オ 間接補助金交付先の採択
- カ 間接補助金の交付決定
- キ 間接補助事業の適正な実施のための間接補助事業者の指導監督
- ク 間接補助金の額の確定及び支払
- ケ 間接補助事業に対する問合せ、意見等への対応
- コ 上記に附帯する業務

(6) 間接補助金交付先の採択

補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準を当該委員会の承認を受けて作成するものとする。

第2(1)各号に掲げる事業に係るの審査基準は、以下の事項について評価を行うことができる内容とする。

一 (1) 第1号に掲げる事業

- ア 実行計画における位置づけがなされている事業又は実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって、低炭素地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること
- イ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること
- ウ 地域経済、コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、取組の継続が見込まれること
- エ 設備の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること

二 (1) 第2号に掲げる事業

- ア 実行計画における位置づけがなされている事業又は実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業に係る調査であること
- イ 調査の目的・位置づけが明確であり、実行計画に基づく取組の推進に資するものであること
- ウ 具体的かつ詳細な調査内容であり、低炭素地域づくりに資する事業の事業化計画の策定、事業性・採算性の把握に資するものであること
- エ 事業スケジュール、推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること

オ 調査後における事業化可能性が高いと見込まれること

三 (1) 第3号に掲げる事業

ア 自然公園内での事業であること

イ 実行計画における位置づけがなされている事業若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討が進められている事業であり、又は地域協議会等からの申請により委員会が承認した地域計画に関連する事業であって、低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること

ウ 設備導入に際して、自然公園法の規定に基づく必要な手続が適正に行われるものであること

エ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること

オ 地域コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、取組の継続が見込まれること

カ 設備の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること

四 (1) 第4号に掲げる事業

ア 実行計画における位置づけがなされている事業若しくは実行計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であり、又は生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画に位置づけられている事業若しくはそれらの環境に係る計画への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であって、低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献や波及効果が見込まれること

イ 事業スケジュール及び推進体制が明確であり、事業の確実な実施が見込まれること

ウ 地域コミュニティの活性化につながる工夫があるなど、取組の継続が見込まれること

エ 設備の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること

オ 里地里山等の地或社会と密接に関わる自然環境を対象とし、生物多様性の保全に資する事業であること

補助事業者は、 の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

委員会の設置及び運営並びに間接補助金交付先の採択は、大臣と協議の上、行うものとする。

(7) 消費税等仕入控除税額の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告を求めるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備、機械器具及び車両には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に

対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 返還された間接補助金等の取扱

補助事業者は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金等が返還されたときは、これを国庫に返還しなければならない。

第 3 間接補助事業者による事業報告書の提出等

(1) 事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に事業化の状況、事業の進捗状況又は二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、指示しなければならない。

(2) 事業成果等の公表

大臣は、前項の規定に基づき提出された事業報告書について必要があると認めるときは、事業成果等について公表することができるものとする。

第 4 補助事業者に係る重要な変更の報告

補助事業者は、代表者の変更、事務所の移転、第2の事業に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、第2の事業の実施に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

第 5 指導監督及び検査等

大臣は、第2の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に定める指導監督及び検査等を行うものとする。

(1) 指導監督

大臣は、補助事業者による第2の事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 検査等

大臣は、第2の事業の適正を期するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

大臣は、の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の法令、交付要綱、この実施要領又は交付規程の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第 6 実施要領の変更

この実施要領に定める事項については、必要が生じた場合に環境省総合環境政策局長及び自然環境局長が必要な変更を行うことができるものとする。

第7 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成 年 月 日から施行する。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
実行計画計上事業に係る設備の導入	実行計画計上事業に必要な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入	事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、間接補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。</p> <p>(ア)間接補助事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2</p> <p>(イ)間接補助事業者が(ア)以外の者（(ア)の括弧書の組合以外の組合を含む。）の場合 2分の1</p>
実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定	実行計画計上事業の事業化計画の策定・実現可能性等に係る調査	事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>

		使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。)		ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、間接補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。 (ア)間接補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合 1分の1(ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。) (イ)間接補助事業者が(ア)以外の者の場合 2分の1(ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。)
自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備の導入	実行計画に位置づけられた(又は将来的に位置づけられる予定の取組)若しくは地域協議会等からの申請により委員会が承認した地域計画に位置づけられた取組に関連する事業に対し必要な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入	事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、間接補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。

<p>里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくりに必要な設備の導入</p>	<p>実行計画に位置づけられた（又は将来的に位置づけられる予定の取組）若しくは生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画に位置づけられている取組（又は将来的に位置づけられる予定の取組）に関連する事業に対し必要な再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入</p>	<p>事業を行うために必要な設計費、設備・車両費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、間接補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。</p> <p>(ア)間接補助事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2</p> <p>(イ)間接補助事業者が(ア)以外の者（(ア)の括弧書の組合以外の組合を含む。）の場合 2分の1</p>
---	--	--	------------------------	--

別表第2 間接補助対象経費の内容

第2(1)第1、3、4号に掲げる事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 監理に要する費用
設備・車両費	設備・車両費		事業を行うために直接必要な設備器具及び車両等(これらに附帯する設備を含む)の購入、購入物の運搬、調整及び据付け等に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 直接工事費	<p>工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、下記に掲げる算定による。</p> <p>(1)算定の方法</p> <p>イ 材料価格及び機器類単価(「材料価格等」という。)に個別の数量を乗じて算定</p> <p>ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定</p> <p>ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要な全ての費用を「一式」として算定</p> <p>(2)単価及び価格</p> <p>算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」に準じる。</p> <p>(3)数量</p> <p>算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」に準じる。</p>
		(共通費) 共通仮設費	各工事種目に共通の仮設に要する費用であって、準備費、仮設建物費、工事施設費、環境安全費、動力用水光熱費、屋外整理清掃費、機械器具費その他に要する費用。
		現場管理費	工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な経費で、労務管理費等に要する費用。

		一般管理費等	工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、法定福利費等に要する費用。								
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定する。								
	機械器具費	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費。								
	測量及試験費		事業を行うために必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する費用。補助事業者が、直接行う場合においては、これに要する材料費、労務費等の費用をいい、請負又は委託により行う場合においては、請負費又は委託料の費用をいう。								
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する費用で、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対して、下表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="754 1402 1327 1691"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	率	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	1億円を超える金額に対して	4.5%
区分	率										
5,000万円以下の金額に対して	6.5%										
5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%										
1億円を超える金額に対して	4.5%										

第2(1)第2号に掲げる事業

1 費目	2 細分	3 内容
人件費	人件費	業務に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	共済費	社会保険料の事業主負担保険料
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金
	旅費	事業を行うために必要な交通移動に係る経費
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務を外注をする場合に要する経費
	使用料及賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用(借料)
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費

別表第3

第2(1)第1、3、4号に掲げる事業

区分	費目	細目	細分	内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料
		賃金		事務手続きのために必要な労務者に対する給与
		旅費		事務手続きのために必要な交通移動に係る経費
		需用費	印刷製本費	事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費
		役務費	通信運搬費	事務手続きのために必要な郵便料等通信費
		委託料		事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費
		使用料及賃借料		事務手続きのために必要な会議等に係る会場使用料(借料)
		消耗品費 備品購入費		事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費